

令和 6 年 度

第 3 回 第 二 農 地 部 会 定 例 会 議 事 録

令和 6 年 6 月 27 日（木）

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和 6 年度 第 3 回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和 6 年 6 月 27 日 (木) 午後 3 時
会 場 頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9 名)

11 番	笠原	3 番	竹原	5 番	橋本
7 番	滝沢	8 番	小山	10 番	五十嵐
12 番	長瀬	18 番	田鹿	19 番	中嶋

(2) 農地利用最適化推進委員(17 名)

(安塚区)	松苗	和栗	
(浦川原区)	井部	藤村	
(大島区)	高橋	小山	
(牧 区)	中川	米川	秋山
(柿崎区)	平野	佐藤	小林
(大潟区)	細谷		
(頸城区)	伊巻	上原	
(吉川区)	石野		
(三和区)	福原		

2 欠席委員

(1) 農業委員… 1 番 長井 17 番 高波 21 番 大島
(2) 農地利用最適化推進委員… (吉川区) 常山 (三和区) 高橋

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎
浦川原区駐在室	主 任	春谷
大島区駐在室	主 任	朝倉
牧区駐在室	主 任	樋口
柿崎区駐在室	室 長	石澤
	主 任	上田
大潟区駐在室	班 長	吉田
頸城区駐在室	主 任	閨間
吉川区駐在室	班 長	高橋
三和区駐在室	班 長	橋立
農業委員会事務局	局 長	栗和田
	副局長	金子

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

10 番 五十嵐 12 番 長瀬

(2) 審議案件

① 安塚区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

② 浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

③ 大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

④ 牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑤ 柿崎区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑥ 大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

⑦ 頸城区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑧ 吉川区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

議案第 3 号 実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について

⑨ 三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

柿崎区 駐在室長	【１．開会】 午後３時 それでは、これより令和６年度第３回第二農地部会定例会を開催いたします。
柿崎区 駐在室長	【２．部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)
柿崎区 駐在室長	それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。
議 長	【３．資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。
柿崎区 駐在室長	本日は、出席委員９名、欠席委員３名であり、上越市農業委員会会議規則第７条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数１９名の内、出席推進委員１７名、欠席推進員２名です。
議 長	【４．議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 １０番 五十嵐委員、１２番 長瀬委員を指名いたします。
議 長	【５．上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 １８番 田鹿委員の発声をお願いいたします。 (上越市農業委員会憲章の唱和)
議 長	【６．議事】 それでは、議案の審議に入ります。
議 長	《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<<u>報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について</u>> 報告第１号「農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

安塚区 駐在室	安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」 ご報告いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。 番号 2107 番は、耕作者の労力不足のための合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者への貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について＞</u> 議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」、「1 農業振興地域の農用地区域への編入」2 件をご説明いたします。 2 頁、番号 1 番と 2 番をご覧ください。 変更理由は、いずれも中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上耕作を継続する意向があることから、農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長	<u><議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について></u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
安塚区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 3 件をご説明いたします。議案書は 3 頁と 4 頁をご覧ください。 番号 2129 番から 2132 番までの 4 件は、いずれも、耕作者が労力不足のため、地域の担い手の農業者へ新たに貸し付けるものです。 契約期間は、番号 2129 番と 2131 番は 3 年、番号 2130 番は 5 年、番号 2132 番は 6 年です。 なお、番号 2131 番は、報告第 1 号の関連案件です。 これらの案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u><浦川原区駐在室の議案></u> 次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。
浦川原区 駐在室	<u><議案第 1 号 上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について></u> 議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」事務局の説明を求めます。 浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「上越市農業振興地域整備計画変更に対する意見について」説明いたします。議案書は 1 頁をご覧ください。 「1 農業振興地域の農用地区域への編入」1 件です。 編入の理由は中山間地域農業の生産条件の不利を補正、支援するため、農業上の利用を確保することが必要な土地であり、また地権者及び耕作者も今後 10 年以上

	耕作を継続する意向があることから農用地として確保すべき土地として編入するものです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、同意することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
浦川原区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」賃借権設定 6 件を説明いたします。 番号 2504 番から番号 2509 番の 6 件です。 いずれも、中間管理機構を通じて地域の担い手に貸し付けるものです。 具体的な対象農用地等リストは、4 頁のリストのとおりです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜大島区駐在室の議案＞</u> 次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。議案書は、1 頁をご覧ください。 番号 2904 番は、合意による解約であり、返還後の利用計画は他者に貸付です。 なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u>
議 長	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大島区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 9 件をご説明いたします。 2 頁、番号 2958 番から 4 頁、2966 番をご覧ください。 番号 2958 番から 2965 番の 8 件は、いずれも契約期間満了に伴う再設定です。 番号 2966 番は、渡し人の労力不足により、新規に地域の担い手に貸し付けるものです。 これら 9 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
	(「ありません」の声あり) 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>牧区駐在室の議案</u>》 次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。 1 頁、番号 3364 番から、番号 3365 番をご覧ください。 1 頁、番号 3364 番から、番号 3365 番は、契約期間満了に伴う再設定です。 いずれの案件も、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	＜<u>議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について</u>＞ 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
牧 区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 2 件を説明いたします。2 頁、番号 3307 番をご覧ください。 番号 3307 番は、これまで相対契約により貸借権を設定していましたが、農地中間管理機構を介した契約で、改めて貸借権を設定するものです。 具体的な対象農地は、3 頁の対象農用地等リストのとおりです。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>柿崎区駐在室の議案</u>》 次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
柿崎区 駐在室	柿崎区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 5 件を説明いたします。 1 頁、3847 番から 2 頁、3851 番をご覧ください。 いずれも契約期間満了に伴い、利用権を更新するものです。 これら 5 件の案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長 柿崎区 駐在室 議 長 議 長 議 長 議 長 大湊区 駐在室	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。 3 頁、3703 番をご覧ください。 貸人の労力不足に伴い、地域の担い手へ貸し付けるものです。 具体的な対象農用地等リストは、4 頁のとおりです。 以上です。 ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり） 本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手） 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 <u>＜大湊区駐在室の議案＞</u> 次に大湊区駐在室管内分の案件を審議します。 <u>＜報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。 大湊区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」報告いたします。 1 頁、番号 4605、4606 番をご覧ください。 4605 番は、大湊区渋柿浜地内の農地を隣接する既存の宅地と駐車場を増設するため転用するものです。本地は住宅団地内に 1 区画のみ残っていた畑で、転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。
--	---

	次に 4606 番は、大潟区土底浜地内の農地に個人用住宅を建築するために転用するものです。本地は住宅団地内にある畑で、土地所有者の家族が住宅を建設することになっており、周辺も宅地化が進んでおり、転用・造成を行っても周辺に影響を及ぼすものではありません。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 9 件を説明いたします。 2 頁、番号 4702 番から、4 頁 4710 番まで、契約期間満了に伴う再設定で契約期間は 10 年です。 いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
大潟区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」貸借権設定 1 件を説明いたします。5 頁、番号 4607 番をご覧ください。 これは、いままで相対契約であったものを、農地中間管理機構を通した契約とするものです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 （賛成の委員は挙手）
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	《<u>頸城区駐在室の議案</u>》 次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
頸城区 駐在室	頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 5 件を説明いたします。1 頁、番号 5467 番から 2 頁、番号 5471 番をご覧ください。 番号 5467 番は新規設定、外は期間満了に伴う再設定です。 なお、本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 （「ありません」の声あり）

議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	《<u>吉川区駐在室の議案</u>》 次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	＜<u>議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について</u>＞ 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。 議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 1 件について、説明いたします。 議案書は 1 頁、番号 6379 番の新規設定 1 件です。貸付人の労力不足により、耕作することが困難となったため、利用権を設定するもので、契約期間は 1 年です。 なお、契約期間は貸付人の意向により、中山間地域等直接支払交付金の 6 期対策を想定した期間となっています。 本案件は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
〇〇委員	第 5 期計画ではなく第 6 期計画を見据えた契約期間で間違いないのか。
吉川区 駐在室	貸付人、借受人ともに確認したが、第 6 期計画を見据えた契約期間とのことで間違いはなかった。
〇〇委員	了解した。
議 長	他にありませんか。 (「ありません」の声あり)

議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」説明いたします。 2 頁、番号 6210 番をご覧ください。新たに農地中間管理機構を通して、賃貸借権の設定を行うものです。具体的な対象農地は、3 頁の対象農用地リストのとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について＞</u> 議案第 3 号「実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について」事務局の説明を求めます。
吉川区 駐在室	議案第 3 号「実質化された人・農地プランの変更案に係る意見について」説明いたします。議案書は 4 頁をご覧ください。 対象地区は、吉川区上川谷・下川谷地区 1 件です。 変更内容は、地区内の中心経営体を新たに追加するものです。変更箇所は、別に配布しました別冊の個表 2 頁に掲載されております「中心経営体」の内容にアンダーラインを引いてあります。以上です。

議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、意見なしとすることに賛成の方は挙手願います。 (「ありません」の声あり)
議 長	賛成多数なので、本件は意見なしと決定いたします。
議 長	《<u>三和区駐在室の議案</u>》 次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。
議 長	<u>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</u> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。 議案書は 1 頁、番号 8629 番及び番号 8630 番の 2 件をご覧ください。 この案件は、耕作者に当該農地を売却するため、中間管理機構を介した現在の賃貸借契約を解約するものです。 なお、関連案件は、備考欄に記載したとおりです。 以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。
議 長	<u>＜議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について＞</u> 議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」説明いたします。 2 頁、番号 8606 番から番号 8608 番までの 3 件をご覧ください。

	番号 8606 番及び番号 8608 番は、家庭菜園として利用する譲受人に申請農地を売買により、所有権移転するものです。 番号 8607 番は、譲渡人は県外に居住しており、耕作不便なため、申請農地を譲受人に売買により、所有権移転するものです。 譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	確認された委員の説明を求めます。
竹原委員	事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。
議 長	<議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について> 議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転 1 件を説明いたします。議案書は 3 頁をご覧ください。 この案件の譲渡人は、県外に居住しており、管理ができないなどを理由に譲受人に所有権を移転するものです。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)

議 長	続きまして、貸借権設定 3 件について、事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 2 号 「上越市農用地利用集積計画の決定について」 貸借権設定 3 件を説明いたします。議案書は 4 頁をご覧ください。 いずれの案件も契約期間満了による再設定です。 改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)
議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。
議 長	<u>＜議案第 3 号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について＞</u> 議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」事務局の説明を求めます。
三和区 駐在室	議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」 貸借権設定 15 件をご説明いたします。 議案書は 5 頁をご覧ください。 いずれの案件も円滑化団体を通じた賃貸借契約や相対契約から中間管理機構を通じた契約に変更して、受人へ貸し付けるものです。 具体的な対象農用地等リストは、9 頁のとおりです。以上です。
議 長	ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。 (「ありません」の声あり)
議 長	本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (賛成の委員は挙手)

議 長	賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。
議 長	以上で、用意された議案の審議は終了しました。
	【 7. その他】
笠原部会長	事務局、または委員の皆さん、何かありますか。
笠原部会長	何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。 長時間のご審議、ご苦勞様でした。
柿崎区 駐在室長	笠原部会長、ありがとうございました。
	【 8. 部会長職務代理あいさつ】
柿崎区 駐在室長	閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)
	【 9. 閉会】
柿崎区 駐在室長	以上をもちまして、令和 6 年度第 3 回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。
	午後 3 時 40 分終了
	(農地部会終了後、地区会議開催)

上越市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____